

琉球大学学術リポジトリ

「首里城明渡し」小論

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2008-05-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 仲程, 昌徳, Nakahodo, Masanori メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/5788

「首里城明渡し」小論

仲 程 昌 徳

はじめに

山里永吉は、「私の戦後史」を纏めるにあたって「順序として幼少のころより話を進める」として生年、出生地、家庭環境を記す事から始め、大正十二年上京し昭和二年帰郷したこと、帰郷後、家業を手伝いながら「脚本や評論などを新聞に発表したりしていた」ところ伊良波尹吉、真境名由康、島袋光裕の三人がやってきて「芝居の脚本を書いてくれ」といわれ、「一向宗法難記」を書いたこと、そのあと伊良波に次の出し物も「すぐ書いてくれ」と催促され「芝居の楽屋で、太鼓の音を聞きながら」「首里城明渡し」を仕上げたといったことを書いていた。

伊良波、真境名、島袋の三人が山里を訪問したのは、「行詰り」「不振の状態」にあつた沖繩芝居に「何とかして新風を吹き込まなければ」という使命感によるものであつた。三人の依頼を受けて書かれた山里の第一作「一向宗法難記」は、昭和五年二月大正劇場で開演し「相当の成績」をあげて、不振だつた沖繩芝居の愁眉を開く。翌三月同じく大正劇場で第二作の「首里城明渡し」が幕を開ける。初演で内務大丞松田道之と宜湾親方の二役を演じた島袋は、「一カ月余のロングランを記録するほど大当たりをとつた」といい、山里もまた「大正劇場には首里、那覇だけでなく、山原や糸満あたりからも客馬車を借り切つて見に来る。沖繩芝居をみてもしようがないといつていた連中まで押しかけ、連日大入りが続いた」と述べているように、大当たりに当たり、沖繩芝居に新風を吹き込んだ。「首里城明渡し」は、「ちつ居した宜湾の邸へ亀川が訪ねてきて大激論となる」ところからはじまり、明治政府の強

行によつて、ついに明治十二年三月二十一日、首里城を明け渡して尚泰は中城御殿へ移されたところまでを扱っている」と島袋光裕は要約している。島袋が要約している通り、「宜湾の邸へ亀川が訪ねてきて大激論となる」「序幕」に始まり、尚泰が「中城御殿へ移されたところまで」を扱った「四幕七場」からなる芝居は、世に言う「琉球処分」を劇化したもので、山里はそれを「明治政府の琉球政庁に対する圧制と恐かつ、支那党と日本党のあつれきを、亀川親方と宜湾親方に代表させ、親子の新旧思想の衝突を亀川親方と亀川里之子に演じさせた」としている。

「首里城明渡し」は、確かに明治政府と琉球政庁の応酬、中国派と日本派の確執、世代間の衝突が取り上げられているが、「この劇には主役らしい主役はいない」と島袋はいう。そして「宜湾にせよ、亀川にせよ、また池城、津波古にせよ、決して主役ではない。もちろん尚泰も主役ではない。この人たちはみんな、尚寧王以来続いた薩摩の横暴に内心すこい反感をもっているけれども、だれも正面切つて反対することは許されなかつた。したがつて、ここで劇全体の主役が出てくるとなれば、どうしても犠牲者とならざるをえない」といい、「琉球全体が犠牲者である」ことを示さんがために、この芝居は作られたと強調していた。

演者によつて「琉球全体が犠牲者である」と受け取られた芝居の戯曲は、『琉球見聞録』に取材したものであると山里はその出所を明かしていた。山里は『琉球見聞録』のどのような箇所を踏まえていただろうか、また「首里城明渡し」には、「第十一回沖繩名士劇」を行つた際の台本が残されているが、両者には幾つかの相異が見られる。なぜそのような相異が生じたのか、検討していくことにしたい。

宜野湾と亀川の対立——序幕

「首里城明渡し」は、宜野湾親方が「梯梧の下の切石に腰を下ろして読書をしている」ところへ、亀川親方が訪ねてくるところから始まる。亀川は、宜野湾が客間へというのをことわるだけでなく、宜野湾の時候の挨拶にたいして「宜野湾親方！花が咲かうが咲くまいが、今は如何言ふ時節ですか。今日、内務大丞松田道之が御城に上つて、太政大臣三條公から御主加那志への書簡を差上げた事を未だ御存知ないのですか」ときり出す。

亀川が宜野湾を訪ねてくる序幕は、山里が述べていた三つの焦点のうちの一つ「支那党と日本党のあつれき」、すなわち「首里城明渡し」をめぐる両党の意見の相違を鮮明にするかたちからなっていた。動乱を十分に予感させる幕開けである。

「首里城明渡し」は、いわゆる「琉球処分」を扱ったものである。「琉球処分」について金城正篤は「琉球処分とは何か」と問い、「明治政府のもとで沖縄が日本国家の中に強行的に組み込まれる一連の政治過程をいう」として、「この過程は、一八七二年（明治五）の「琉球藩」設置にはじまり、一八七九年（明治一二）の「沖縄県」設置をへて、翌年の「分島問題」の発生と終息に至る、前後九年間にまたがり、この時期は沖縄近代史上、琉球処分の時期として位置づけられる」としている。山里が「取材」したという『琉球見聞録』も「明治五年」から書き出されていたが、「首里城明渡し」の序幕、亀川が宜野湾を訪れてくる場面は「明治八年三月」になっている。

明治八年の項を『琉球見聞録』で追っていくと「六月八日朝廷使者内務大丞松田道之六等出仕伊地知貞馨及び随行官吏五六名を携帯し汽船大有丸に駕し国に至る」とあり、そして「十二日（新七月十四日）松田大丞使命を傳ふる為め伊地知六等出仕随行員を携へ首里城に詣る藩王寒胸病中にありて王弟今帰仁王子（朝敷尚弼）を名代と為し摂政三司官及び衆官按司親方有職の官吏数十名南殿に参集列席し朝使を見る松田大丞乃ち三條太政大臣の書簡及び

己が説明書一々朗読し畢て今婦仁王子に授く」として太政大臣三條実美から「琉球藩」に当てられた明治八年五月二十九日付の「書」が読み上げられている。読み上げられたのは、「一其藩ノ儀從來隔年朝貢ト唱ヘ清國へ使節ヲ派遣シ或ハ清帝即位ノ節慶賀使差遣ハシ候例規有之趣ニ候得共自今被差止候事」そして、「一藩王代替ノ節從前清國ヨリ冊封受ケ来リ候趣ニ候得共自今被差止候事」といったのであった。

亀川が宜野湾の時候の挨拶に業を煮やし「今日、内務大丞松田道之が御城に上つて、太政大臣三條公から御主加那志への書簡を差上げた事を未だ御存知ないのですか」といったのは、この部分と対応していた。

『琉球見聞録』に記載された略記からわかるように、松田が来沖したのは「六月八日」、そして首里城に入り三條実美の書簡を読み上げたのが「十二日」である。

『首里城明渡し』の序幕、亀川が宜野湾を訪れ、「今日、内務大丞松田道之が御城に上つて」云々の言葉を投げつけたのは、六月十二日（新七月十四日）でなければならぬはずだが、山里は、それを「三月」にしているのである。

山里が、史実を任けてあえて「三月」としたのは、『琉球見聞録』の期日記載を疑問としたことによるのではなく、三月にしなければならなかった理由があるからにほかならない。そしてそれは間違いなく「宜野湾親方朝保の屋敷の庭、舞台上手に枯葉をつけた大きな梯梧の木が一本立つてゐる」とある「梯梧の木」と関わっているはずである。

亀川は、宜野湾の時候の挨拶「崇元寺の梯梧は真盛りだそうで御座いますね」というのをにべもなく一蹴していたが、真つ盛りの「崇元寺の梯梧」を出すためには旧「三月」でなければならなかったというだけでなく、序幕の最後の場面「梯梧の枯葉はらくと散る」の卜書きのあと

池城「見上げて」散る散る。あゝよく散るなあ

宜野湾「散るべき時が来れば何でも散るものだ。散るべきものが散って仕舞えば、また新しい花が真赤に燃え出るのぢや。」

二人梯梧の木を見上げる。

梯梧の葉又一しきり散る。

といった場面を生かすための措置であつたといつていいだろう。「梯梧」の葉が散りしきるのは、宜野湾の言葉に込められた再生への道程を示さんがためのものであつたといえないこともないが、それはむしろ「落城」を示唆するための装置としてあつた。

序幕は、「落城」が迫っている事を前景化するために、あえて史実の期日を無視していたが、「支那党と日本党のあつれき」すなわち亀川と宜野湾の意見の相違は、史実によつていといつていいだろう。

亀川が「事がこう言ふ風になつて来たのは誰方の責任ですか。四年前貴方々が東京で、御主加那志を琉球藩王にすると言ふ事を御受けして来たためではありませんか」といつて責めるのは、明治五年七月「王叔伊江王子法司官宜野湾親方」等が「皇政維新を奉賀」するために東京へ遣わせられ、「朝観の日我国王を藩王に封ず勅詔」を「下渡」され、帰国してきたことを受けてのものであつた。

宜野湾親方等に「下渡」された「勅詔」は、「朕上天ノ景命ヲ膺リ万世一系ノ帝祚ヲ紹キ奄二四海ヲ有チ八荒ニ君臨ス今琉球近ク南服に在リ氣類相同ク文言殊ナル無ク世々薩摩ノ附庸タリ而シテ爾尚泰能ク勤誠ヲ致ス宜ク顯爵ヲ興フヘシ陞シテ琉球藩王ト為シ叙シテ華族ニ列ス」というものであつた。

『琉球見聞録』は、「此時三司官は宜野湾親方川平親方（朝範向麟趾）亀川親方（毛允良）なり三司官の使命を奉

ずる例規に據れば宜野湾親方は前に兩回使命を薩州に奉ずるを以て今度の使命を免るべし川平は多病にして梯航艱難に堪へざるを以て龜川を副使に命ぜらる然るに龜川は齡六旬を超え衰老使命に堪へ難きを以て病と稱して之を辞す故に宜野湾に改め命ぜらる龜川蟄居朝せず十日終に官を辞す」と書いていて、宜野湾は、免れてしかるべきであつた使命を奉じ、使命を奉じなければならぬ立場にあつた龜川はその任を果たさなかつたことがわかるが、龜川と宜野湾の確執は、その時既に決定的なものになつていたといつていいだろう。

龜川 抑も我琉球国は古い昔から支那皇帝の鴻恩を受け、国王代替りの時は代々その冊封を受け隔年毎の進貢はもとより、皇帝御即位の節は慶賀使を差遣し、万里の波濤を越えて彼から受ける御恩は決して少ないものではありません。殊に清朝に及んでは優渥の上に優渥を加へられて居ります。今その恩を忘れ、支那との交りを絶つて了つては一体我琉球はどうなると思ひますか。勿論、我琉球は海洋に孤立した弱い国です。どうして支那の保護がなくて国が建つて行きますか。

宜野湾 (静かに) 支那からの御恩は決して忘れては居りません。然し大和の勢にも恐れない訳には行きませぬ。

龜川と宜野湾の意見の対立は、前者が「支那の保護」というのに対し、後者は「大和の勢」をとりたいたるところから出ていた。両者の違いを端的に示す言葉が「時勢」であつた。宜野湾は「只時勢に従つて行くだけです」という。一方龜川は「時勢には従ひたくありません」という。

龜川が、「時勢」に従いたくないのは、「遠くは慶長の昔、尚寧王の御事もあり、近くは尚豊王が薩摩藩島津公から賜つた毒茶を頂いて突然薨ぜられた事」があるといつた「卑劣な事」をすることに對してだけでなく、「いじめられ」てきたという思いがあるからにはかならない。そのことに對し宜野湾は、それらはすべて「島津公との話」

であり「今度は畏れ多くも朝廷からの御沙汰」であるということによつていた。

新旧世代の衝突——第二幕

「隔年の朝貢」も駄目だし「御主加那志代替わりの時にも冊封を受けてはならない」といつた内容からなる松田によつて読み上げられた「詔書」は、すぐに城下の若者たちの口の上るまでになる。そして「一切支那と交通してはいけない」ことによつて差止めになる「支那留学」のかわりになされる「内地に留学」の件に関する罪のない「冗談」のやりとりが、第二幕第一場の始めに若者たちのあいだで面白おかしく演じられていく。

それは、王国の将来に関わる激論ではじまつた序幕の緊張を緩和するための手立てとして、取り入れられた、すぐれた劇作法であつた。

若者たちの「人選」を巡る「冗談」によるとたばたのあと、内地へ留学するものたちの名前があげられていくが、それは「知花親雲上、それから松島里之子、知念里之子、津波古里之子、亀川里之子」の六人だという。しかしその内の一人「亀川里之子」は欠けることになるという。

亀川親方が、息子の内地留学に反対したためで、そのために亀川里之子は、昼から酒におぼれている。呑んで酔つて帰る息子と出会つた父親は、息子を打擲、「お前に何の不満があるんだ」と問う。

子 父上、今日御城内の御評定は如何になりましたでせう。

父 富川親方が再び支那へ嘆願に行く事に定つたのだ。今度こそは大丈夫だ。

子 父上！ 貴方は未だお目が覚めませんか。

父 なに！

子 貴方には時勢がお解りにならないのですか。父上どうぞ私を大和へ留学させて下さい。

父 お前の性根は未だなほらないのだな。貴様の曲つた性根はこうしてなほしてくれる。

父、再び子を打擲する。

松田道之の読み上げた「詔書」には清帝即位の際の「慶賀使」の派遣禁止、国王代替の際の「冊封」の禁止といった事項だけでなく、「学事修業時情通知ノ為人撰ノ上少壮ノ者十名程上京可致事」があつた。それを受けて首里王府は、知花里之子親雲上歳二十九、安村親雲上歳二十八、松島里之子親雲上歳二十八、知念里主歳二十、大里里之子歳十九、津波古子歳十八の六名の「上京者」名簿を提出しているが、そこには亀川里之子の名前はない。

山里の史実の改変は、期日だけに留まらなかつた。舞台を劇的なものにする上での必要なら、それほど史実にこだわらなかつたのである。

第二幕第一場は、山里が述べていた「親子の新旧思想の衝突」を取上げた箇所だといつていいだろうが、親子の衝突を劇的なものにするためには、「学事修業時情通知ノ為人撰」は格好の素材であつた。

第二幕は、「親子の新旧思想の衝突」だけを取上げていたのではない。第二幕第二場は「亀川親方の宅」の場であるが、そこでは池城里之子との「衝突」が取上げられていた。

池城里之子は、亀川親方の娘思鶴の許婚である。「序幕」で、宜野湾親方のもとを「談論無用」だとして去ろうとした亀川親方を引きとめるかたちで登場し、「宜野湾親方の御心をもつとお察して下さい」というのへ「お前も大和党か」と難詰されたあと、「お前には色々話すこともあるから家に待つてゐてくれ」といわれる。

池城里之子が亀川邸にやってきたのはそのためだけでなく思鶴との「婚礼」を一月後に控えているためでもあるが、亀川が「家に待つてゐてくれ」といったのは、「婚礼」の件などではなかつた。

亀川は、池城が現れると早速「支那へ行く気はないか」と問う。池城が「何しに支那へ」と問い返すと「学問をなしに」だといひ、「出世がしたくないのか」と言う。池城は、「支那で学問して」きたとしても、今の時代には出世の役に立つとは思われないという。亀川は、翻意を促さんとして「三司官が皆支那へ留学した人達である事を知らないのか」と畳みかけるのへ、池城は、それはこれまでの話で「これからの世の中は大和学問をしなければ立身は出来まいと思われます」と応じる。

亀川は、池城が宜野湾の感化を受けていることを知り、「宜野湾がそんなに偉く見えるのか」と問う。池城は「私達が考へてゐるよりもつと偉い人だと思ひます」と答える。

亀川 「お前は未だ子供だ。第一、人を見る明がない。兎に角この親方の言ふ事を聞いたら決して間違ひはないから、家の真山戸も一緒に支那へ留学するやうにしません。」

池城 折角でございますがお断り致します。

亀川 断る？（きつとなる）お前はこの翼の言ふ事も聞かないのか。

池城 それとこれとは別問題だと思ひます。

亀川 貴様もそれ程性根がくさつてゐるのか（立上る）

亀川親方が「立上る」所へ「真山戸」の亀川里之子が現れ、池城が間違つてゐるのではなく「貴方が時勢を知らない」のだと、池城を弁護する。「貴方は只支那」といつてゐるが「一体支那がどれほど頼みになると」思つてゐるのか、「幸地親方が嘆願に行つてから半年になる迄支那から何等の救ひも来ない」ではないか、老人はそれでいいのだろうか、若いものとは「當てにならないものを當にして待つ」ことは出来ないし、池城の考えが「今の青年の気持ち」であり、貴方には「今の青年の気持はわからない」のだという。

亀川は、親に逆らうのかといい「拳を振り上げて息子を打たうとする」が妻のまかちに止められる。

亀川の悲憤はおさまらず、池城に向つて「もう貴様とは婿でもない舅でもない。帰れ！」と怒鳴る。

亀川が去つた後、しよんぼりしている池城のところへ思鶴が走り出てきてとりすがる。

思鶴 お父様は、お父様は（泣く）

池城 お父様が悪いのぢやない。時代が悪いのだ。

思鶴 妾達はどうなるのでございませう。

池城 思鶴、二人共悪い時代に生れ合せたのが一番不幸だつた。

思鶴 でも、でも……

池城 心配する事はない。今に新しい時代が来るのだ。吾々が、もつと人間らしく生きられる時代が屹度やつて来る。

第二幕の第一場は、「親子の衝突」を描いていたが、第二場は、婿として迎えることになっている青年との衝突が描かれていた。そのことからして第二幕は、「新旧思想の衝突」に焦点を絞つていたといつていいだろうが、勿論それだけではない。動乱の中にあつても「縫い物」をする生活、親、兄弟を慕い、恋する心を失うことのない青春の姿が描き出されていた。そして、そのような家庭生活の中まで、否応なく動乱が及んでしまうことを、第二幕はまた如実に語るものとなつていた。

序幕から第二幕にかけては、亀川親方と宜野湾親方、亀川親方と亀川里之子、亀川親方と池城里之子といったように舞台は進行していた。時代に取り残されて行きそうな人物が、劇を進行させていたということになる。「落城」の物語にそれはふさわしい展開であつたといつていいだろう。

明治新政府と琉球王庁との応酬——第三幕

舞台の第三幕は「明治十二年三月二十七日 首里城大広間」で「舞台上手には琉球処分官内務大書記松田道之（四十歳）木梨清一郎等内務省の二三の官吏、下手には亀川親方、津波古親方、浦添親方、富川親方、池城親方等が相對して坐つて居る」場で、津波古親方の言葉で始まつていく。

津波古 此琉球は昔から支那に朝貢をつかはし、又国王代替りの節は支那皇帝の冊封を受ける等支那から受けた恩は決して少ないものではございません。今琉球がその恩を忘れ支那と離れましたら、国としての信義が何処に立つてせう。

津波古の言葉に松田は次のように応じる。

松田 貴方の言はれる事は一応道理のやうですが、然し考へて見まするに支那から色々な恩を受けた国は只琉球ばかりではありません。支那はもとより他の国々より先に開けました為、日本も彼から孔孟の道を学び、支那の文字を用ふる等其恩は決して少いものではありません。然し、今では支那よりも開けた欧米各国の學問を學んで文明開化に進み、彼等から受けた恩たるや又支那のそれと異なりません。——今琉球が従前の通り支那日本の兩國に属したまま、自分の立つ処を失つた時には、もし日支戦を交えた時当藩は日支何れへも付きがたく、実に困つた立場になるでせう。だから宜しく万国の形勢を察し支那と離れる事が目下当藩のとる可き道かと思はれます。

第三幕のト書きに記された期日「明治十二年三月二十七日」は、『琉球見聞録』記載の期日に従えば、尚泰が首里城を出る前々日であり、右のような議論がなされているのは、「明治八年八月二十日（旧七月二十日）」である。

明治八年八月二十日「撰政三司官は松田大丞の説明書并論の爲め與那原親方幸地親方喜屋武親雲上内間親雲上

(大宜味親方の長男) 新里親雲上(伊舎堂親方の長男)を伴ひ松田大丞の旅館に到れば松田伊地知其他官員列席して相見る松田曰其方の情実はず已に了承せり本日は専ら条理を以て充分弁論を尽されたし又互に役場を離れ一巳人の資格を以て意見のある所を腹藏なく吐露せられんことを望む浦添答て口頭を以ては言ひ尽し難きもあり且誤謬を生ずるの虞あるを以て弁論書を調整し來れり高覽に供せんと云て左の書面を提出せり」として九項目からなる「弁論書」を提出。

第三幕の松田、津波古等の議論は、九項目を「朗読し仍て左の弁論をなしたる」として掲載された「弁明書」をめぐる論議を踏まえて構成しなおされたものであった。

山里が第三幕の「首里城内の大広間」の場の期日を「明治十二年三月二十七日」にしたのは「来る三十一日(旧三月九日) 正午十二時限り居城退去、尚泰東京へ出発迄は嫡子尚典の邸宅へ居住する事」と繋げる必要から出てきたものであったに違いない。八年から十一年までの経緯は、そのほとんどが琉球王府の優柔不断策とでもいえる言を左右にした処分延期画策の繰り返しに終始したといつていいものであり、決定的な動きが見られない時期であった。八年に下された処分策が断行されたのが十二年であったことから、両者をつなげたのであり、劇の作法として当を得たものであったといつていいだろう。

「明治政府の琉球政府に対する压制と恐かつ」を取上げた第三幕は、そのように、史実の期日を大きく変えていたが、それは、「压制と恐かつ」を鮮明にする方法であつたといえようし、また山里は、そのことを際立たせるためのも一つの方策として、清国に関する件に絞つていた。いわば「支那党」対「大和党」の対立に焦点を絞つたといつていいだろう。それは明治八年六月十二日(新七月十四日)松田道之が、三司官をはじめ衆官を前に三條実美の「書簡及び己が説明書」を朗読した、その「説明書」の最後に見られる「鎮台分營ヲ被置事」についてはまっ

たく触れられてなかつたことでも明らかである。

「鎮台分營」設置の件については明治八年五月七日「其藩内保護ノ為メ第六軍營熊本鎮台分遣隊被置候條此旨相違候事」として真つ先に通達されていたことから、松田はそれが最重要事であることを知悉して「説明書」の最後に「鎮台分營ヲ被置事」を付け加えたといえる。

「説明書」はまず「此件ハ既ニ御達シニ相成リタル部ニ属セリ抑モ政府ノ国内ヲ經營スルニ當テハ其要地所在ニ鎮台又ハ分營ヲ散置シテ以テ其地方ノ變ニ備フ是政府国土人民ノ安寧ヲ保護スルノ本分義務ニシテ他ヨリ之ヲ拒ミ得ルノ權利ナシ是断然御達シニ相成リタル所以ナリ」として、次のように述べていた。

藩内姑息ノ人或ハ言ハン夫レ琉球ハ南海ノ一孤島ニシテ如何ナル兵備ヲ為シ如何ナル方策ヲ設クルトモ以テ他ノ敵国外患ニ當ルベキ力ナシ此小国ニシテ兵アリカアルノ形ヲ示サバ却テ求テ敵国外患ヲ招クノ基トナリ国遂ニ危シ寧口兵ナク力ナク惟礼儀柔順以テ外ニ対シ所謂柔能制剛ヲ以テ国ヲ保ツニ如カズト此言ヤ琉球ヲ一獨立国ト見做シ自力自ラ他ニ當ルノ責ヲ有スルノ論ニ似タリ其見識亦大ニ謬レリ抑モ琉球ハ此政府版図ノ一國ニシテ独自他ニ當ルベキノ責ナク其強ト云ヒ弱ト云フ皆日本全国ノ責メナリ敵国外患ノ琉球ニ於ケル政府基ヨリ琉球一國ノ事ヲ以テ処分セズ即チ日本全国力ヲ以テ之ニ當ルベシ彼亦琉球一國ヲ以テ敵トシ視ズ日本全国ヲ以テ敵トシ視ルベシ故ニ豈ニ琉球一地方ノ形ニ因テ敵国外患ヲ防グノ得失ニ関センヤ

「説明書」から窺われるのは、鎮台分營の設置には反対であつたということである。理由は、兵を備えることで外敵を招き、果ては国を滅ぼすことにもなる、という認識が琉球の官員たちにあつたことによるが、明治政府はこのことは、確定されたことでありいかなる反論があろうとも決して受け入れられるものではないので速やかに「遵奉」するようにと付け加えることを忘れなかつた。

山里が「鎮台分營」設置の件について触れなかったのは、清国との関係をめぐる「日本党」「支那党」の確執に焦点を絞ったことによつていたといつていいだろう。「説明書」の総てを盛り込むことは、劇を解体する危険があつたからに他ならないが、しかし、それだけではなかつたのではないか。

「首里城明渡し」が上演されたのは昭和五年三月である。前年の「昭和四年一月には演芸場や活動写真眞館に対する取締規則が改定され」ていくが、「禁止条項」として次のようなのが盛り込まれた。

- 一 勸善懲惡ノ趣旨ニ背戾スルモノ
 - 二 嫌惡卑猥又ハ慘酷ニ渉ルモノ
 - 三 犯罪ノ手段方法ヲ誘致助成スル虞アルモノ
 - 四 濫ニ時事ヲ諷シ又ハ政談ニ紛ハシキモノト認ムルモノ
 - 五 国交親善ヲ阻害スル虞アリト認ムルモノ
 - 六 惡戲ヲ誘致スル虞アリト認ムルモノ
 - 七 教育上惡影響ヲ及ボス虞アリト認ムルモノ
 - 八 演劇興業ニシテ演劇ニ紛ハシキ言辞所作ヲ為スモノ
- これらの「禁止事項」からすれば、ほとんどの芝居が「禁止」にされかねない状況に追い込まれていた、といつていいだろう。

「首里城明渡し」が「禁止」をくぐり抜けえたのは、「明治政府の琉球政庁に対する圧制と恐かつ」を前面に押し出したものではなかつたからであろうが、「禁止事項」の四、五で取り締まろうとすればできないことはなかつたはずである。

島袋光裕は、昭和三年から五年にかけての「大正劇場」の様子を回想し「社会的には第一次世界大戦後の経済危機が深刻の度合いを深めたところで、失業者は巷間にあふれ、農村の貧苦は極度に達した。労働争議や小作争議がおこったりして、民衆の政治的要求がさらに高まっていった。政治権力が、大正デモクラシー運動の中で育ってきた自由主義思想を弾圧しはじめ、軍国主義が台頭してきた」と語っていたが、「首里城明渡し」の演ぜられた翌昭和六年九月満州事変が勃発したことを考えれば、「鎮台分営設置」に関わる遣り取りなどとりあげようものなら、それこそ、すぐに「禁止」になつたに違いないのである。

守るべきもの——第四幕

第四幕第一場は、「明治十二年三月二十九日の暮方」「上手から多くの筑佐事や夫卒達が城内の色々な道具類長持等の中城御殿に持ち運んで居る、それを途中で兵士の一、二が一々看査してゐる」場である。

『琉球見聞録』は、「明治十二年三月二十七日於首里城内」として、処分官内務大書記官松田道之記名になる旧琉球藩王尚泰宛の文書「今般処分上ノ都合有之ニ付旧藩簿書類所蔵ノ場所ハ封緘候條同所ノ物件ヲ調査又ハ他ニ出ス等ノ節ハ城中ニ出張ノ内務省官吏ニ照会ノ上其立会ヲ得テ取計可有之当方ヨリ調査致候節ハ旧藩吏ノ立会ヲ得テ取計可申候且又各所ノ城門ハ巡查ヲシテ護衛セシメ候條城内ヨリ他ニ出ス物件ハ大小ヲ問ハズ且又城中ニ出頭ノ内務官吏ノ検査ヲ受ケ其印鑑ヲ得テ通行候様取計可有之候也」の条、そして二十八日の「旧藩吏連署」になる「嘆願書」を記録するとともに、松田がその「嘆願書」を見もせず差し戻し「三司官は来る九日（新三十一日）居城引渡しの手続きを為さざるべからざるに因り首里各村士族平民強壯の者悉く明朝より城府に參集すべきの令を発せられたり」として、次のような文章を書き記している。

同日日衆官吏及び士族平民數百人參集したれば下庫理書院近習内宮各所より藩王儀狀鹵簿器具凶書及び衣衾綉布疋等を蔵むる箱櫃箆筥其他數百年來經營聚藏せられたりし百般の器具物件を悉く中庭に持ち出し倚疊堆積すること山の如し之を荷造りして夫卒に荷擔せしめ紳徒士輩之を護衛し中城殿及按司親方等の大家に運搬し朝より晩に至るまで絡繹相絶えず喧囂雜遝し滿城騷擾を極む城門を出るに迫んでは守衛の巡查等一々封緘を開き鍵鎖を解き看査す封鎖を解くこと稍々怠慢するときは叱咤呵責し則ち所持の棒劍を以て之を打撃し内宮の装置具其他秘密の器具破壊せられたるもの尠からず此夕藩王（王妃前に薨す）及両夫人（松川按司平良按司）令息令嬢等各輻輳に駕せられ近侍の臣士媵妾侍婢等數十人を伴ひ城府を退き王世子尚典公の邸即ち中府殿へ移り行き玉ふ按司親方衆官吏百余人各村士族百余人前後左右に護衛排列したり嗚呼二百七十一年前寧王薩兵に逼られ城府を引渡し三司官名護親方の邸に退き移り玉ひたると全く符節を合はすが如し

第四幕の第一場は右の箇所を踏まえているといつていいが、そこには、琉球にやってきた兵士らの傲慢な態度が映し出されていた。

兵士の一 待て！ その乗物は誰の乗物だ！

筑佐事 御主加那志の御乗物でございます。

兵士の一 中を調べるから簾を開けろ！

池城里之子 （前に進み出て）怪しい者ではございません。御通し願います。

兵士の一 ならぬ！ 取調べた上でなければ一歩たりとも此処を通す事はまかりならぬ。

山里は「御主加那志」を護衛するもの一人として亀川親方に「不埒者」とののしられた池城里之子を登場させていた。彼だけではない。やはり亀川親方に「畜生にも劣つた奴」としてののしられた子息亀川里之子も登場させ

ていた。彼等の登場は、首里城は明け渡されても、守らなければならぬものがあつた事を示さんがためであつた。尚秦王 あまり取急いだ為御印判を置忘れて来た。誰れか取りにやつてはくれまいか。

津波古 御印判を？（驚ろく）只今とつて参りますから――

役人 津波古親方！御城の御門は只今全部閉まりました。

津波古 何！御城の御門が閉つたと申すか――誰れかこれから御城へ引きかへし御印判を取つて来る勇士は居ないか（一同を見回す）。

亀川里之子 （進み出る）津波古親方その役目是非私に仰付け下さい。

『琉球見聞録』には、無論このような記録はない。山里の創作になるものであるが、彼は、何故このような場を付け加えたのであろうか。

山里は、「中学時代『琉球見聞録』を読んで、ここで思わず涙がこみあげて来た記憶がある」と書いていた。「ここで」というのは、「荷造りして夫卒に荷擔せしめ」以下の文章を指しているが、山里は「荷造りして」以下の文章を引用したあとで「そのとき、松山王子尚順は、まだ五歳。その夜のもののしさは子供心にも、はつきり脳裏に焼きついていると私に語つたことがある。亡国という言葉があるが、それは文字どおり亡国の姿であつたに違いない。そればかりか、運び出す荷物を一つ一つ、途中で点検し、躊躇する者は棒や剣で殴るといふのだから、聞いただけでも無念な話である」と書いていた。山里は「思わず涙がこみあげて来た」ほどに「無念な話」を無念なままに終わりにしたくなかつた。第四幕第一場は、そのことをよく示すものとなつていよう。

第四幕第二場は、亀川と池城が城内に忍び込み、「御印判」を探し出し持ち出そうとした時、見張りの兵士たちに見つかり、乱闘が始まる。「首里城明渡し」のなかで行われる唯一の活劇の場であるだけでなく、これまでやら

れつばなしであったのが、はじめてやりかえす場面であった。それをやったのが亀川と池城である。

亀川、池城は、ともに亀川親方から罵られていたように「大和党」であった。父親にそむいてまでも「大和に留学したい」といい、舅になる人の言に反し「大和学問」の必要を説いた者が、意に反するかのように、「大和」を向こうに回して、死力をつくさんとしたのである。守るべきもののために、死力を尽そうとしたのである。「御印判」とは、他でもなく、「王国の誇り」のことであり、「大和党」とはいえ、そして「時勢」に従わなければならないという思いを抱いていたとはいえ、「王国の誇り」を失うわけにはいかないということを示さんとしたのである。

口立ての自在性——第五幕

第五幕は、「御印判」が亀川の手で津波古に届けられ、津波古から尚泰に渡される場で、劇は次のような形で幕が下ろされる。

津波古 取つて参つたか。二人共天晴れな若者ぢや。

津波古、御印判を御主加那志にお渡しする。

尚泰王 亀川、池城、今日は余が礼を申すぞ。

亀川、池城 もつたいなうございます。

尚泰王 舞台手前へ進み出る。

尚泰王 あゝ御城が見える。——暮れて行く夕空にくつきりと浮んで見える。——幼ない時から住みなれた所、先祖代々つたへられた御城、それと別れるのが余は一番寂しい。

一同皆泣くところで、——静かに幕——

「首里城明渡し」について、初演の際松田道之と宜野湾親方の二役を演じた島袋光裕は、昭和四九年「琉球放送二十年祭」で同劇が再上演された時、尚泰を演じているが、次のように述べている。

ストーリーは、はじめから終わりまで緊張の連続であつた。暗中模索する政治情勢の中で世情にうとい首里王府の役人たちがうごめき、苦しみ、疑い合いながら、心の片すみでは自己保身に窮々とする。首里城を追われ、中城御殿に幽閉された尚泰が、ひとり言のように「先祖代々に伝わる首里城も、私の世になつて失うのか！」と歎く場面で幕がおりたのに、観客はしばらく席を立とうとしない。

つまり、そこで何かが完結したというよりも、観客の胸中にはまだ歴史的なストーリーが、続き、増殖をはじめたのである。どうしてそうなつたか、長いこと舞台を踏んでいると役者の立場からも意味がよくわかる。

喜劇やフィクションものでは見られない現象だが、もうひとつ、やはり沖繩の歴史の重みではないか。

島袋は、芝居が終わつても観客は立とうとしなかつたという。それは、芝居が観客に深い感動を与えたということの別言に他ならないが、島袋は、そのことを説明するのに「増殖」という言葉を用い、そのような現象が生じたのは「沖繩の歴史の重み」の故ではないかとしていた。

島袋の感想は、昭和四九年に演じた際の観客の反応に触発されたものであつた。昭和四九年といえば、二七七年間の米國統治から日本に「復帰」して間もない頃のことであつた。いわゆる世替わりを体験したばかりであつた観客は、やはり世替わりを描いていた舞台に、他人事ではないものを感じたに違いないのである。そしてそれは、原作には見られないセリフと微妙に関係していたかに思える節がある。

山里の「首里城明渡し」は、共通語で書かれていた。しかし、舞台は共通語で演じられたわけではなかつた。そのことについて矢野輝雄は「この原作は、共通語で書かれており、役者は各自これを方言にあらためて演じたが、

この芝居は、配役に名優をえたことから、せりふも優れ、ことに伊良波の扮した尚秦王などは、王の娘の漢名憲和夫人が見てもそっくりといわれたほどで、そのせりふのうまさは原作以上であると作者は激賞している」といい、そして「以下大詰を原作と現在の舞台を比較してみよう」として、「原作」とその「訳」を出している。

(原作)

〈亀川、御印判を持って出てくる。〉

亀川 池城親方、御印判は確に取ってまいりました。

〈御印判を池城に渡す〉

池城 二人共天晴れじゃ。

〈尚泰に渡す。〉

尚泰 亀川に池城、礼を申すぞ。

〈兩人手を突く。〉

池城 お疲れでございましょうから、もうお寝みにな

りましては、

〈尚泰うなずく〉

歌(散山節)

戦世も済まみろく世もやがて

嘆くなよ臣下 命ど宝

〈尚泰立上がる〉

(訳)

さり、池城、御印判のありちえ。

できらちや二人も、立派な働きやた。

亀川に池城、どつと殊勝どう。

お疲れにうはんせえびやい、お世君じ

やなしめしようち、おたびみせえびり。

〈尚泰〉万民やすむこと、いつたあん ゆくれよう。

(散山節)

朝夕住みなれて

暮らちちやる御城

尚泰 ああ御城が見える、幼い頃から住みなれた所、先祖代々つたえられた城、これが一生の別れか！

城くしくんも見ゆるむんなあ。わらべ幼少わらべの頃ころから住すみなれてちやるああの城くしくん、御元ごもと

祖よつえ代々から云うてちやるああの城くしくん、別れていちゆしがししごくごく苦りしや

〈円覚寺の鐘の音〉

尚泰 ただ寂しい！

夜も暮くれて行きちゆるんな、

(散山節)

今日きょうのおとろ(折)……

矢野は「その大詰を原作と現在の舞台を比較してみよう」として、右の引用をしているが、「首里城明渡し」の「大詰」は、先に見たとおりで、矢野の上げている「原作」とは異なっている。また矢野のいう「現在の舞台」というのが、いつの舞台なのか明らかではないが、昭和五六年十一月二十日から二十二日にかけて行われた「第十一回沖縄名士劇台本」の同場面は次のようになっていた。

亀川 津波古親方、御印判や確に取ってちやーびたん。

津波古 二人共ゆうちばてくいたん

津波古親方印判を尚泰王に手渡す

尚泰 亀川に池城、いったあ二人が働ちしうしゆうに思ゆうどう

津波古 色々とこ心勞みそうち、う疲れにうなんそうちやるはじ、奥にうんちけう揮つてうゆくいになて、う

たびみせーびり

尚泰うなずいて ゆっくりと立ち上る

歌(散山節)

戦世ん しまち……

尚泰

くうさ幼少から、朝夕望みたるあぬ城

親ふあふじから代々伝あていちゃーるあぬ城とん

これが今生ぬ別になゆさやあー

円覚寺の鐘の音

尚泰

吾んねえ淋さんどうや

「第十一回沖繩名士劇台本」は、さらに「第六幕」として「三重城見送りの場」が続く。「松田」が「こ出発の時」刻です。いざ御乗船を」という科白のあとに尚泰の「戦世ん終て 豊世んやがて なじくなよ臣下 命ど宝」の言葉があつて幕になるのであるが、矢野のそれは、「第五幕」の最後の場面に見られるものであつた。

山里の原作が、矢野の引いた「現在の舞台」のかたちになり、さらに「第十一回名士劇台本」のようなものになつていくのは、理由がないわけではなかつた。

矢野が、「原作と現在の舞台を比較してみよう」として、「原作」の方言訳をだしたのは、尚泰役を演じた伊良波が、原作の言葉を、見事な方言にして作者をあつといわせたということから、「方言訳といつても逐語的に方言をあてはめても完全な首里言葉にはならない。大切なのは方言らしい言い回し」で、「そこに役者のせりふの苦心があり、芸の見せどころがある」ということをいわんがためであつたが、それに続けて、沖繩の芝居が、原作通りに必ずしも演じられるものでないことを示唆する論述を行つていた。

「元來が沖繩の芝居は」として矢野が述べているところによれば、「新派の初期などと同様口立てで、あら筋と舞台上の動きの概要を教えられ、あとは各俳優の工夫というのがおきまりであった。したがって俳優は、各役について作者をも兼ねるところがあった。うまく俚諺などを織込んで名せりふを作りあげるのが役者の工夫であった。したがって平素から役者は組踊りなどを勉強して、語彙を豊富にし、観客をうならせるせりふを考えるのに余念がなかったのである」という。

原作は、時に、俳優たちの工夫によって、変えられていったことがわかるが、原作にない場面が付け加わるのは、後一つ、理由があった。そのことについて、大野道雄は、「与那覇晶子氏によれば」として、「山里自身が演出した戦前の珊瑚座の『首里城明渡し』には、大詰めの那覇港の場面は無かった。その後アンマーたちの好みで付け加えられたと真喜志康忠氏は語っているという」ように、観客の好みに応じても変えられていったのである。

観客の好みに応じて原作にあらたな場面が付け加わっていったとはいえ、そこには無論よりどころになるものがないわけではないはずである。

そのことについて、大野道雄は、次のように書いていた。

ところで、現在上演される「首里城明渡し」の大詰めは、東京へ連れられて行く尚泰の那覇港別れの場であり、「戦さ世ん濟まち／弥勤世んやがてい／嘆くなよ臣下／命どう宝」のつらねで有名になっている。

ところが、山里永吉の原作には、この場面はない。口立てのため、沖繩芝居の脚本にはのこっていないのが普通なのに、山里の作品は共通語で書かれた脚本が残っていて、これも画期的であるが、それで見ると、原作には「命どう宝」の琉歌もなければ、散山節も書かれてはいない。真境名由康作の「国難」には「命どう宝」の歌が出てくるが、この場合は尚泰ではなく、薩摩に連れていかれた尚寧で、場面も首里城内となっている。

同じ山里の「那覇四町」には尚泰の那覇港別れの場面があり、「命どう宝」の歌も、散山節の指定もあって、現在のラストにもっとも近い。山里本人が一九三二（昭和七）年の「琉球新報」に作者後記として「那覇四町」の「大話に散山節がはいって幕になるが、私の戯曲として最初の試みである」と書いているので、いつのまにか「那覇四町」が「首里城」に紛れ込んだらしい。

大野が推測している通り、最後の場面は「那覇四町」を取り込んだと思われるが、「首里城明渡し」は、そのことで膨らみを増したといっている。

王国の将来をめぐっての激論にはじまり、親子の対立、処分官と三司官との応酬、国王の退去そして守衛の兵士たちを薙ぎ倒していく若者二人の活劇に、観客はまさしく立つことを忘れてしまうほどの感動を覚えたに違いないが、さらにそこに「命どう宝」の歌が読み上げられる場面がつけ加えられたことで、一段と、身につまされるものとなつていったに違いない。

矢野は「山里氏みずからのかたるところによれば」として、「この作品の中でいいたかったのは、第一幕の宜湾のせりふ」「琉球は何処の国のものでもない、琉球は琉球のものだ」という考え方であつたという」ことを紹介したあとで、「この作品が多くの観客を感動させ、終戦直後のテント張りの劇場で、あるいは四十年を経て沖繩の本土復帰にあたって再演され好評を博したのも、このような沖繩の人たちの血に根ざした思想の裏づけをもつた作品であつたので、これがその成功の最大の原因であると考える」としている。確かに矢野が指摘している面もあるには違いないが、矢野が山里の言葉として引いてある言葉を鵜呑みにすることはできない。というのは「第一幕の宜湾のせりふ」としてあげている言葉が原作には見付からないからである。

山里の中に、そのような考え方があつたのは確かだろうが、観客が、感動したのは、王国を滅ぼされながらも、

王国の誇りを維持しようとした、その痛ましさにあつたといつていいかと思う。またそれが「終戦直後のテント張りの劇場で、あるいは四十年を経て沖繩の本土復帰にあたって再演され好評を博した」のは、施政権の分離そして返還といった事態が、一種の「琉球処分」であつたことを追認させたからにほかならない。常に政争の具にされてきたことへの痛恨の思いが重ねられたことにあるといつていいだろうが、戦後の再演が感動を呼んだのは、あと一つ、最後の場面と関わりがあつたのではなからうか。

烈しい爆撃のなかを生き残った人たちが身にしみて知つたのは他でもなく「命どう宝」ということであつた。王国の滅亡を目の前にして歌われた歌のその一言は、別の思いをともなつて戦後の観客の胸に響いたに違いないからである。

おわりに

「首里城明渡し」が「終戦直後のテント張りの劇場」で好評を博したのは、苛酷な戦場を生き残った人々のころに「命どう宝」という言葉が強く響いたからだと思われるが、原作にはその歌はみられなかつた。そのことは、「大詰めで」「これは時勢だ」という尚泰王のせりふは方言の名訳を得てはやり言葉になるほどだつた」と山里永吉が同劇について語っていることから明らかであろう。「首里城明渡し」は、「命どう宝」の歌ではなく、「これが時勢だ」という言葉で幕が下りていたのである。

大野道雄は、原作にはない「戦させん済まち／弥勒せんやがてい／歎くなよ臣下／命どう宝」の歌が「首里城明渡し」に紛れ込んできた経緯について触れたあとで、「大衆演劇、口立て自在の沖繩芝居らしい話」だと書いていた。また「沖繩芝居の脚本は残っていないのが普通なのに、山里の作品は共通語で書かれた脚本が残っていて、こ

れも画期的である」とも書いていた。そのことに関してはすでに上間正雄の「時花歌」があつて、多少異議があるとはいへ、「脚本が残つて」いるにもかかわらず、別の脚本が入り込んできたのは、大野がいう通り「沖繩芝居」の自在さを示しているといえようし、山里の「大詰めで」云々の言葉からすると、脚本に見られる第四幕は、当初から演じられなかったようにも思われる。

「首里城明渡し」には、いつの間にか「那覇四町昔気質」が紛れ込んでいたが、紛れ込んだのは「那覇四町昔気質」だけではなかったのではないか。矢野輝雄は、「首里城明渡し」について触れた箇所、山里が「この作品でいいかかったのは、第一幕の宜湾のせりふ」「琉球は何処の国のものでない、琉球は琉球のものだ」という考え方があつたという」と書いていた。「宜湾のせりふ」は、「首里城明渡し」にはなく「宜湾朝保の死」に見られるものであることからすると、「首里城明渡し」には、「那覇四町昔気質」だけでなく「宜湾朝保の死」までが紛れ込んでいたように思われる。

そのことからすると、「首里城明渡し」は、いつのまにか『琉球見聞録』を下敷きにして書かれた山里の作品を集大成したものとなつていたといえるかもしれない。

山里には「首里城明渡し」の他に「宜湾朝保の死」「那覇四町昔気質」といった琉球処分期を扱った作品がある。昭和八年に刊行された『山里永吉集』に付された「執筆並に上演目録」をみると「宜湾朝保の死」が「昭和六年正月、沖繩朝日新聞発表、同年同月大正劇場上演」、**「那覇四町昔気質」**が「昭和七年三月、琉球新報発表、同年同月大正劇場上演」とあつて、昭和五年から七年にかけての三年間、琉球処分期を扱った作品が上演されていることがわかる。

「宜湾朝保の死」も「那覇四町昔気質」もたぶん「首里城明渡し」の好評に後押しされて書かれ、上演されたの

ではないかと思うが、同時期を扱った作品を立て続けに発表したのは、それだけ山里の関心を引くものがそこにあったからであろう。

「首里城明渡し」は、国は滅んだが、辛うじて王国の誇りだけは失うまいとする姿を、「宜湾朝保の死」は、薩摩の支配を脱して、薩摩と同等の位置を得ることに望みを託する姿を、「那覇四町昔気質」は、国王の上京を阻止しようとする町民の姿を描いていて、それぞれ異なる内容になっていたが、そこには共通して流れているものがあった。国王を慕う気持である。それは、逆にいえば、「日本」への併合に納得のいかない思いが強かったということである。

沖縄ではいまごろになって、現代の琉球処分などと言うが、日本政府は何をやるかわからないと私はみている。それは慶長以来の琉球歴史が証明している。復帰を急がないというのは、長びかして独立しようという魂胆だった。施政権を返すなら日本政府に返すより、まず、われわれ沖縄人に返せということ。アメリカとの問題でも、以前は直接、アメリカに代表を送って交渉できたが、いまはどうか。日本政府が介入するので、こちらの言うことは十申し込んで一つも通らないではないか。

これは一九七九年八月沖縄タイムスに連載された「私の戦後史」に見られる言葉であるが、山里には「首里城明渡し」を書き上げて以来、「日本政府は何をやるかわからない」といった思いが強くなったのではないかと思われる。

山里は「宜湾朝保の死」で「琉球は何処の国のものでもない、琉球は琉球のものだ」と宜湾に語らせていた。それはまた山里の言葉であったといっていいただろう。それが「施政権を返すなら日本政府に返すより、まず、われわれ沖縄人に返せということ」につながっていることはまずまちがいないはずである。

山里が「日本」復帰に反対し、琉球の独立を説いたのは、「首里城明渡し」を無念に思う気持がそれだけ強かつたことの現われであったといつていい。それだけに不思議に思われることがある。

沖繩芝居の名優たちに芝居の脚本を依頼された時、山里は、何故、「沖繩口」を用いて脚本を書かなかつたのであろうか。山里が、「沖繩口」で書こうと思えば書けたことは、「那覇四町昔氣質」の第四幕（第一场）が十分に証明しているからである。

山里の「独立しようという魂胆」に徹底したのが欠けていたとすれば、琉球処分期を扱った作品群を、「沖繩口」でなく「共通語」で書いてしまったという点に求められるかも知れない。

注

- 1 沖繩タイムス社編『私の戦後史 第2集』沖繩タイムス社 一九八〇年六月二十五日
- 2 島袋光裕『石扇回想録 沖繩芸能物語』沖繩タイムス社 一九八二年六月十日。
- 3 金城正篤『琉球処分論』沖繩タイムス社 一九七八年七月二十日。
- 4 大野道雄『沖繩芝居とその周辺』みずほ出版 二〇〇三年九月一日。
- 5 矢野輝雄『新訂増補 沖繩芸能史話』榕樹社 一九九三年四月二十日。